

史料館報

第 33 号
昭和55年 9 月

フランス・オランダの文書館

加藤 栄一

（東大史料編纂所助教授）

(一)

私はかつてフランス滞在時代に、フランスの文書館員や古文書学校の学生たちとの交流を通じて気づいたことの一つに、日本語の「文書」または「文書館」と云う言葉と、これに対応するフランス語の「アルシーヴ」les archives という言葉は、意味の上で重なりあう合う部分も多いが、ズレる部分もあり、その意味範囲のズレが意外と重要だ、と云う点であった。日本の古文書学の定義によれば、「文書とは甲が乙に対して自己の意志を伝達することを目的として記述作成された云々」となり、この定義に従うと、パリの街角で矢鱈とお目にかかる「関係者以外立入ヲ禁ズ」と云う標示は立派な「文書」であるが、彼等はこれを「アルシーヴ」

とは決して云わないのである。

尤も、我々として「文書」と云う言葉は常に斯く厳密に用いている訳ではなく、時には紙に書かれた史料を漠然と「文書」と云ったりもする。フランス語の場合、「島津家文書」などの場合はフオン・ダルシーヴ le fonds d'archives と云ったりよいらしい、fond とは「貯え・資本」などを意味する名詞である。その他の場合にはアルシーヴの語の代りに les documents historiques とか les manuscrits などを用いた方が無難である。要するに我々が日常的に「文書」と云うと、それは歴史研究上一定の価値を有する文書である場合が多いが、それが「アルシーヴ」の総てではない。「現在活きている文書」も含まれるのである。

― 目 次 ―

フランス・オランダの文書館

加藤 栄一：(1)

「寛文朱印留」の翻刻と校訂

大野 瑞男：(4)

史料の原形保存 原島 陽一：(6)

展示会開催のお報らせ……………(8)

「平松家文書目録」の作成を終えて 笠谷和比古：(9)

受贈図書・彙報……………(13)

同様に「文書館」も、日本では多くの場合、歴史の編纂や研究を目的として、その素材となる文献資料を蒐集し、保存し、併せて研究者の閲覧に供する施設として、大学の附属施設や地方自治体の歴史編纂のための施設として発足したものが過半である。ヨーロッパの文書館も、歴史研究の便宜を供することや、歴史的史料の保存研究と云う点に多大の力を注いでいるが、同時に、中央・地方の官庁や公的機関から次々と移管されて来る膨大な文書・記録の選別・整理・目録作成は文書館員の日常業務の内で大きな部分を占めている。古文書学校を卒業する未来のアルシヴイスト達にとって、それは重大な関心事である。彼等が学校で学ばされるのは古文書学であり、古典語、政治史、法制史、経済史、外交史など歴史学の分野の学問であるが、彼等を受け入れる「文書館」は「古文書館」ではない。言葉の意味範囲のズレはこの辺に原因があるだろう。

(二)
一九六四年に東大史料編纂所では、当時ハーグのオランダ国立中央文書館の第一部主任文書官であられたメーリンク・ルーフスゾーン博士を招き講演会を開催した。その折、著名な東洋学者でもある博士の言葉に次のような一節があった。
「文書は国家およびその諸機関の機能を証拠立てるものとしての価値を持つと同時に、国民の権利を証拠立てるものとしての価値を持つ。そして、国民の諸権利の基礎は、その記録を公開することに密接に結びついていなければならない。歴史学が発展して、国家が委任した一握りの歴史家たちに代って、沢山の独立した研究者が出て来るようになると、誰でもが利用出来ることと共に、歴史研究のためにもよい機構を作ることが望まれるようになる。——こうした意味での近代的文書館の発生はフランス革命がその直接の動機となっている。」即ち、ヨーロッパの場

合、国民の権利を証拠立てるものとして、文書・記録が保存され、しかも、国民一般に対して公開、平等利用の原則が貫かれねばならない、と言う原理に基づいて文書館が発足し、その文書、記録が国民の権利の証として役立つために、専門の歴史研究者による学問的利用と研究が要請されるようになったのである。

この点で、日本の過去を振り返って見ると、国家機関や企業体の権能ないし機能を証拠立てるための「文書」が役所の文書課や企業の秘書課に保存され、国民の権利の証としての「文書」は、一部が役場の戸籍掛や登記所などに保存され、他の多くは、或いは村落共同体の共有文書として、或いは村落内の名望家の下に私蔵され、また或ものは特権階級に属した個人の私有財産として秘匿され、そのかなりの部分が敗戦後の社会変動による農村共同体の解体や旧特権階級の没落などに伴って散逸亡失の危険にさらされた。そして各種の研究機関や地方自治体史の編纂機関を中心に、遅ればせながら歴史研究の資料としての文書・記録の蒐集・保存策が講ぜられるようになった、と言う状況であろう。勿論、私はこうした努力を高く評価するに吝かでない。

日本の、研究者を主体とする市民的レベルでの文書・記録の保存と公開平等利用への努力は今後も絶えず続けられねばならず、その伝統を発展させることは、我々日本人固有の問題である。

(三)

さて、ヨーロッパの近代的文書館システムの基本原理である文書・記録の公開と平等利用の原則は一七八九年のフランス大革命を契機として樹てられ、その漸時西ヨーロッパ諸国の文書館システムに影響を及ぼし、今日に到っている。オランダはフランス革命とナポレオン戦争の影響を直接に蒙り、一時フランスに合併されていた関係上、その文書館システムも強くフランスの影響を受けている。

ところで、フランスの文書館制度の発展過程の中で際立っている現象は、中央集中化と言う現象である。

今日、フランスでは、パリの国立文書館を頂点とした、ピラミッド型の文書館機構が形成されている。即ち、唯一の国立文書館であり、中央文書館であるパリの国立文書館の下に、政府の省庁レベル、各県レベル、市町村レベルの公共文書館と、病院やカトリックの教区の文書館、企業

体や私立の文書館があって、このピラミッド全体を統轄する機関としてフランス文書館総局 *La Direction des Archives de France* がある。

このフランス文書館総局の実際の業務を執行するのは、他ならぬパリの国立文書館である。そして、このピラミッドの内側を支える骨格をなすものは、全国九十五県に置かれた県文書館 *Les archives départementales* であるが、この県文書館は一八八四年の法令により、国立文書館と同一の監督機関(当初文部省・現在文化省)のもとに統合され、今世紀末数次の法改正を経て共通の職員人事を適用されるに到った。要するに、フランス文書館における中央集中化の骨子は、第一に文書館業務を国家的なレベルで行うと言うこと、第二に、そのために国立文書館と県文書館の職員人事を一体的に運用する、と言う点にある。

この中央集中化の功徳を文書館利用者立場から敷衍すると、例えば私がリヨンの製糸業と日本の輸出糸の問題について調べたいと言えば、国立文書館の文書管理室は、直ちにリヨンのローヌ県文書館以下、ローヌ県下及びその周辺の文書館の文書目録を提示し、文書の整理区分の概

略について説明し、特定の研究分野に関する研究手引やそのための文書検索手段には何かがあるか、逐一教えてもらえるし、いついつかにローヌ県文書館を訪ねたいが、と言うと即座に電話して相手の都合を尋ね、閲覧に最大限の便宜をはかる様紹介の労を取ってくれる。もし見たい史料の請求番号がわかっていれば、専用の郵便網を利用して、数日後にはパリで閲覧することも可能である。文書館業務の中央集中化がこのように機能する限り、文書館利用者にとっては誠に結構なことである。ただし、そのためには、公文書の公開と平等な利用が完全に保証されていなければならないのである。

(四)

文書館業務の中央集中化ないしナシオナリザションと言う点では、オランダの場合も基本的にはフランスと同様である。オランダは一七九五年にフランスの侵入を受け、ネーデルランド共和国が崩壊し、バタフィア共和国となった。そして、旧政府の諸機関が改廃され、これらの機関に集積されていた文書記録群は、新政府にとって最早「現用価値」を失ったと見做され、散逸亡失の危険に晒されたが、それは同時に、従来こ

これらの文書記録に近づくことの出来なかつた一般市民に、これに接する機会を与えたのである。それは一七八九年の大革命を契機に、革命政府が旧制度下の政府機関や貴族の文書を接収して、国立文書館を発足させたフランスの事情に相通するものがある。一八〇二年、オランダ最初の文書管理官が任命され、旧制度下の文書を国有として保管する方針が打ち出された。そして、ナポレオンが没落し、一八一五年にオランダ王国が成立すると、文書館行政の統一の把握は一段と進展することになる。

十九世紀の全期間を通じて、オランダ文書館のナシオナリザションは徐々に進化した。中央集権的ですが、パリに集中するフランスと異なり、オランダは個々の地方や個々の都市の自主自立の傾向が強い。また一つの都市にあらゆる機能が集中すると言うのではなく、経済の中心はアムステルダム、行政機関はデン・ハーグ、石油化学工業や貿易はロッテルダム、陸上交通の要と言う点でユトレヒトはオランダのパリ、等々オランダ諸都市の分業は多彩である。そのような風土の中で中央集中化を進めることは容易ならざることである。しかし、今日のオランダ文書館

は、分権指向の強い環境の中で、よく中央集中化の実を挙げているように思える。恐らく、フランスと並んで最も完備した文書館のネットワークを持つ国と言えるだろう。

(五)

一八五一年、国有文書管理官に任命されたバックハイゼン・ファン・デン・プリנקは国立文書館を発展させる上で重要な幾多の提言を行っている。彼はまず国家の責任において管理保存される文書記録を大規模に中央へ集中すること、またそのために必要な保存所を作ることを主張し、さらに次のような問題を指摘した。(1)公開の原則を確立する。(2)独立の文書管理部門の設立とこれに要する人員の養成、(3)国有文書の成文法による規制、(4)一八一三年以前のすべての文書を国立文書館に移管すること、これに関連して各州(オランダには十一の州がある)にある文書保存所は国有文書の保存所としての指定を受ける、などの点である。彼はさらに、文書の明細目録作成の必要性を指摘し、その手はじめとして、ハーグ所在の国有文書の内容に関する概説書を一八五四年刊行した。国家が保管する文書の内容を明かにすることは、公開利用の前提となる

からである。

彼の計画はそのすべてが一時に実現したわけではなく、彼の考えの多くが実現するには、其の後長い年数を要したのである。しかし、ここで特記すべきことは、このとき、東西両インド会社の文書がハーグの国立文書館に移管され、歴史研究者の閲覧が可能となったことである。

国立文書館に関する成文法の成立には、そのごさらに半世紀の日時を要したが、地方文書館の組織化はこの直後に急速に進展する。各州都にある州の文書保存所は国有保存所、つまり州レベルでの国立文書館となり、その保管者は国有文書管理官

Rijkearchivaris に格付された。この過程は一八七七年から九〇年までに完了している。なお、国立文書館への文書の移管に関しては一八〇二年の時点では一六四八年以前の文書のみを対象としたが、間もなく一七九四年までに拡大され、のち、一八一三年に、一九〇四年には一八三〇年までの文書を移管の対象とするようになった。一九〇七年には、公証人役場の文書が移管された。

一九一八年、オランダで最初の文書館法が成立した。この法律は、文書保管所に移管された記録のすべて

に対して誰でもがこれを閲覧し得る権利を有することを規定した画期的な法律であるが、公開の範囲は、従来国有文書に限られていたものが、今や州、地方自治体、埋立地理学会の文書を含むこととなり(オランダには約千の地方自治体、二千六百の埋立地理学会が存在する)、法の認められた文書保管所に移管された文書は、公文書であれ私文書であれ、寄贈・購入・寄託を問わず、すべての文書に公開の原則が適用されることとなったのである。

オランダでは文書館を訪れる者は誰でも、その日から自分の欲する文書を開覧することが出来、紹介状とか閲覧証の提示など一切不要で、外国人に対しても全く同様である。こうした文書の利用に対する自由を保証するものは、これまで述べた文書管理の中央集中化ナシオナリザションに依るところである。そして、そのナシオナルと云う言葉には「国家的」の義と「国民的」の義が包括されていることを忘れてはならない。国民の権利の証としての文書を国民の責任において保管し公開する、と云う理念を欠いて、情報の国家機構による集中管理体制のみが独走することは断乎抑止しなければならない。

『寛文朱印留』の翻刻と校訂

大野 瑞 男

一

昨一九七九年度から史料館叢書として、当館所蔵史料のうち重要なものの翻刻を行うこととなり、まず、その1・2として、『寛文朱印留』上

・朱印状と領知目録が一斉に頒布されたものの写本の一つである。昭和三十五年(一九六〇)に当館が古書店を通じて購入したもので、一七冊からなるが、個別の表題はあっても総称がないので、『寛文朱印留』という名称を与えたものである。

当館所蔵史料の翻刻・公刊は当館の懸案の一つであり、史料筆写要綱を作り、翻刻対象史料を選択するなど若干の準備を進めていた。その最初の候補が、『寛文朱印留』であり、一九七七年夏から当館教官が分担して筆写にかかっていた。そして昨年度予算から重要所蔵史料翻刻費が新規事業として認められ、発刊に漕ぎつけたのである。筆者はその校訂・索引・解題の作業を主として担当したので、その経過を述べることにしたい。

將軍が代替わりごとに行う領知判物・朱印状の発布は継目安堵と呼ばれる。家光以前は発布時期がまちまちであったが、家綱以後一斉に頒布されるようになった。従って家綱の継目安堵は寛文印知といわれて幕政上重要な施策であるが、これが全て翻刻・公刊されることは利用者にとって便宜なことと思われ、最初の翻刻対象に上ったのである。

『寛文朱印留』は寛文四年(一六六四)徳川五家(甲府・館林・尾張・紀伊・水戸)を除く全国の大名領に、翌五年公家門跡・神社・寺院領に対して、四代將軍家綱の領知判物

しかし、『寛文朱印留』上の大名領の部は『寛文印知集』として、『統々群書類従』(地理部)に収められるものと同様であり、今回翻刻に付すには、当館本が果たして翻刻の底本として最良か、つまりこれ以上の善本を博捜することから開始せねばなら

なかった。

『国書総目録』の『寛知集』(寛文印知集)の写本所在については、内閣文庫・宮内庁書陵部・東京大学法制史資料室を調査し、岩瀬文庫本は西尾市立図書館長、神宮文庫本は皇学館大学松平秀治氏の手を煩わして概要を掴むことができた。また明治大学刑事博物館の神崎彰利氏のご教示により、同館所蔵肥前唐津松浦家旧蔵本をも閲覧できたのである。けれども、『統々群書類従』所収『寛文印知集』の底本となった黒川本の所在は遂に確認することができなかった。黒川真頼の黒川文庫は明治・早稲田・東京教育(筑波)・国学院実践女子の各大学に分割されていたのである。この結果、以上の諸本は三種の類本に分類できたが、いずれも大名領のみであった。

ところで、当館所蔵の『寛文朱印留』一七冊は他の類本と異なり、大名領のほか、公家門跡・神社・寺院宛の領知判物・朱印状が含まれており、正確を期すためには是非とも他の異本を捜し出し、比較したいと願ったのであるが、遂に同種のものを見付けることができなかった。

『寛文朱印留』の「二万石以上領地之御朱印并目録留」六冊の大名領

の記載は、『寛文印知集』等のそれと比較しても、領知目録の村名記載順序に僅かの違いがある程度で、紙質・書体は比較的古く、記載事項も誤謬・脱漏が少なく、領知判物・朱印状・目録の日付も正確といえる。しかも上杉綱勝宛領知判物・松前高広宛朱印状が収載されていて、他本に比して善本ということが判明した。その上に公家・寺社領が完備しているので、当館本を底本に翻刻することの意義を確定したのであるが、校訂過程でもそうであったが、出版後にこれ以上の善本が出現するのではないかという危惧の念がなかなか離れなかったのである。

二

七八年秋からは編集と校訂の作業に入った。『寛文朱印留』一七冊所収の史料(領知判物または朱印状、目録のある場合はこれも加えて)一点ごとに通し番号を与えた。これをもとに一番ごとにカード化し、併せて索引番号とした。カードの記載事項は、大名は『寛政重修諸家譜』などから本姓・諱・読み・役職・官位・城地・領地・石高などを、公家もほぼこれに倣って摘記した。寺社は宗派・所在地・読み・別名・領地・石高などを記入した。

寺社の場合はその所在地が領地と異なることも多く、その呼び名を調べることに並んで作業は難行を極めた。とくに神社の別当寺はその殆んどが廃寺となつているために宗派・呼び名等も不明のものが多く、『大日本寺院総覧』『全国寺院名鑑』や『諸宗末寺帳』(大日本近世史料)、『神社名鑑』などを駆使し、さらに吉田東伍『大日本地名辞書』、『日本歴史地名大系』(平凡社)など、また『京都御役所向大概覚書』、『新編武蔵風土記稿』等々多数の地誌類や、当館所蔵常陸土浦土屋家文書の神社奉行史料の厄介になり、最後には役場へ電話をかけてようやく探りえた寺社もあつたのである。

これとは別に史料中の地名、中でも村名の確認は最後まで持ち越す大変な作業となつてしまった。村名は『寛文朱印留』を通じて約二万三千を数えるが、底本の字に忠実に翻刻しても必ずしも良い翻刻とはいえない。とくに底本がある段階の写本であれば誤写も相当にある。たとえば「江」と「郷」、「室」と「宝」のくずし字は全く同じであるので地名に応じて書き分けなければならない。また本来のくずし字を底本が楷書・行書に直した場合、似た字に誤写し

ている例もある。二字を一字、一字を二字にしている場合もある。そこで全部の村名を内閣文庫所蔵「天保郷帳」(元禄郷帳村名注記のある場合は元禄のもの)および木村礎編「旧高旧領取調帳」と照合し、字の異同は傍注を施すこととしたのである。しかし宛て字は多く、また郷帳等によつて確認できない村も相当数に上つたのである。

ところで、この作業にかかる前から判つてはいたのであるが、底本記載郡名と郷帳記載郡名とが異なっている場合もあり、とくに関東・東海・摂津・大和・陸奥南部に顕著であつた。一例をあげると、武蔵河越松平輝網宛領知朱印状・目録の郡名は入間・埼玉・比企・高麗・多摩となつているが、『武蔵田園簿』の郡別によれば、入間郡八か村には高麗郡一か村が含まれており、多摩郡三か村はいずれも入間郡に属する。また他の例をみても、『寛文朱印留』郡名すなわち領知判物・朱印状郡名が『寛政重修諸家譜』記載郡名と一致することからも、寛文期には近世初頭の郡名を踏襲したこの郡名が用いられたものかと推測される。

中世から戦国期を経た近世初頭は律令制下の郡制が乱れてしまつたの

で、江戸幕府は郡制を延喜式郡名に戻そうと考え、大名などから「郡村之帳面」を提出させ、これをもとに領地目録を作成させたのであるが、この意図は十分徹底せず、郡名を誤まつた事例もある。そのためか元禄郷帳の郡名と異なる例も多い。校訂に当たってはほぼ元禄期の郡制・郡界をもとに郡名傍注を施し、索引もこの点を配慮した。それはこの郡名異同を理解しないと本書が利用しにくいからである。

三

索引はすべて史料番号をもつて引くようにしたが、これは一点の史料が何ページにもわたるものがあつたためである。大名・公家は大名・公家の姓名と領地の国郡名の索引を付し、賜姓・官職・受領名は(一)に付した。神社は所在国名を、寺院は所在国名と宗派を(一)に付した。『寛文朱印留』は全体の目録を欠くので、まず各史料の前に史料名もしくは見出しを立て、大名は城地を、公家は官位を、寺院は所在国郡を(一)内に記した。これをまとめて

冒頭に史料目次を作成したのである。

『寛文朱印留』は公家門跡・神社・寺院領を含んでいるところに特色があるが、それが寛文五年頒布の領

知判物・朱印状の全てを網羅しているかどうかの検討が必要であつた。本書解題でも述べたように、結論的には寛文五年頒布のものを網羅していることが明らかとなつたが、このことをいうには、同年頒布の領知判物・朱印状の正文・写等の確認により、『寛文朱印留』所収以外のもの出現を否定しなければならなかつた。

さいわい、内閣文庫・埼玉県立文書館(大宮氷川神社寄託)・久能山東照宮博物館・静岡浅間神社等所蔵の正文をみることで、このことが確定できた。ただ慶安年間家光発給の五十石未滿のもの、および寛文六年以降はじめて発給された朱印寺社の朱印状は『寛文朱印留』に収録されていない。これらにも一齊に領知判物・朱印状が発給されるのは綱吉の貞享元年(一六八四)を待たねばならない。しかしその正文が散佚・湮滅し、その全部を記録した写本が伝存しない以上、『寛文朱印留』の価値は大きいといわねばならない。

史料館叢書1・2 国立史料館編

寛文朱印留

上巻・七千円 下巻・八千円

東京大学出版会発行 購入は同会 または書店にお申し込みください。

史料の原形保存

原島陽一

史料の保存には、ゲンケイを尊重しなければならぬし、無闇に改変を加えることは許されないと、史料保存に携わるものならば、人からも聞き自分でも口にするのであるが、そのゲンケイの内容は必ずしも明確とはいえない。だから、ゲンケイ保存という言葉から連想することが、人によって違ふのである。その違いが程度の差であるなら、保存にも大して影響を及ぼさないからよいが、決定的な差異となると見過すことはできない。この差異をできるだけ埋めたいと思うが、それには、史料のどの部分までをゲンケイに含めるかという範囲の考え方や、ゲンケイで保存するための技術上の問題などを提示していく必要がある。だが、この種の問題に関する討議の機会に乏しいこともあって、機関や個人では独自に取組まれていながら、全体として未完成の域を出ないよう

に思える。一方では、ゲンケイ保存の前提としては、史料にとってゲンケイが何を意味するかという研究と無関係ではあり得ない。逆のいい方をすればゲンケイがもつ内容の重要さが具体的に明らかになるのに従って、それを保存することの必要性が痛感されるようになったといえる。そこで今回は、史料保存の基本条件の一つというべきゲンケイ尊重に対して、何かの手がかりを得ようと、これらを含める問題を取りあげてみることにした。

◇ ◇

はじめにわざと、ゲンケイを仮名書きにしたのは、われわれにとって“原形”と“現形”との二つのゲンケイがあるからである。しかも、原形と現形とは、本来は違う性格のものでありながら、整理者にとっては相互に関連する不可分の存在となっている。従って、原形も現形も、それぞれに大切なのであるが、これを併行して述べると混乱するので、両者の関係については後で述べることにして、まず原形の方から考えていくことにする。

史料の原形は、何を基準に定めるべきであろうか。これの回答を求めることが本稿の目的でもあって、簡単に定義づけするのはむずかしい。原則としては、史料が作成された時の形状を、原形と呼ぶことにしておくが、実際にはその後を受けた変形を含める必要があるなど、いろいろな条件があるように思う。具体的に以下で解説を加えることにする。

これに対し、整理者が手にした時の史料の状態を、現形と呼ぶことに特に異論はないであろう。

次に、原形の対象となる範囲についてふれておきたい。何よりも、料紙と、そこに書かれた文字あるいは押捺された印章が、対象となることはいうまでもない。このうち、文字や印章については、墨さし又は加筆あるいは切抜きなどの事例が全くないわけではないが、それらは改ざんとか窃取とかに近く、通常の史料保存業務では起り得ないことなので、特別な配慮の必要は認められない。ただし、世間には常識を絶する人もいるので、その種の行為に対して注意を怠るわけにはいかない。なお、文字の墨色の褪色に関しては、原形とはいえず、保管技術に属する問題なので、今回の考察では対象から除外しておく。

料紙は、大きさや厚さ、紙質、紙色などに、原形の意味があることは明白である。そのほかにも、折り方、畳み方、封じ方、綴じ方が原形の重要な因子である。以上は原本そのものについてであるが、封紙や包紙、袋などの付属物も、原形の一部を構成しているから、保存されねばならない。

料紙の大小は、以前からも古文書学では注意されていたが、厚さについては上島有氏が優れた成果を挙げられた。近世では、まだ実験例は出ていないが、看過すべきではない。折り方・畳み方に関しては、やや厚手の紙を用いた地図などの場合に、畳み癖がついていて、元通りに畳んでいかないと、脹らんで畳めなくなる経験があるかと思うが、これは畳み方そのものには史料の意味は薄いものの、史料を痛めるので必ず元の折り目に従って畳まねばならない。(畳み終りの外側に題号が書いてあることがあるから注意を要する。)これに対し、折紙では、内容によって折り方が異なる。免許状や名乗書などは三つ折、書状は六つ折、または八つ折が一般的である。ことに、武家の折紙書状では、形式と折り方に

関連があると思えるので、原形保存の必要性が認められる。何れにしても、折ったり畳んだりする時に、新しい筋目を作らず、前の折目と逆に折返さないことが鉄則であり、それ以前に、始めに開く時に元の形を確かめながら開くように心掛けたい。封じ方以下の各項については、原形を保持すべき理由を挙げることを省略するが、些末とみえる所にも意外な内容が隠れているものと思わねばならない。

以上、主に一紙類を対象として、個々の史料における原形の範囲について述べたが、帳簿形式の史料でも扱いは同じであって、綴じ方や附属物などを含めて原形と考えるのは当然である。そして、これらの原形には、記載されている文言などとは別に、史料の性格や内容を示す意味が備っているが、明記されているわけではないので、うっかり失わせてしまう危険がある。慎重に取扱って保存をはかるようにしたい。

◇ ◇

右には、単純化した形で史料を考えたが、実際にわれわれの前に現われる史料は、多くの人の手を経て来ており、作成された状態のまま史料として残されていることは稀れで

ある。書状を例にとれば、作成された状態とは封のままであろうが、多くは開封して披見された後に残された史料となったものである。その時書状の本文は、披読後といえども、加筆などをしない限りは作成時の原形に変わりはないが、封は見た目にも原形でなくなっている。ただし、切り封を取り捨てたものと、その細片を残している場合とによって、原形の現存状況は同一ではない。(実際には、同封の貨幣などは除かれ、そのほかにも同封の別紙が別途に処理されたために抜き出されていたりして、当初の形が完全に残るわけではないが、それをいち注記しては複雑でわかりにくくなるので、これらの点は省略しておく。)

右に挙げたのは比較的に原形に近い形で残されたものであるが、個々の原形には変化はないが、何かを基準としてまとめて残している場合がある。例えば、一年間の来信を一括して上包紙で覆い、そこに年号を記して紐で縛った類いである。この一括の分類を盲信することは慎しまねばならないが、書状の年代考証は困難なことが多いので、上包紙の年号は有力な手がかりとなる。あるいは書状や書付をコヨリなどで綴じてあ

る場合もある。それも、一連の書出し数枚を綴じるだけでなく、時には受取った順に刺し綴じたように数十枚を一綴りしたものがあがるが、受付順による日付の確認だけでなく、当時の書類整理の実態を示すものとして貴重である。

まとめは、綴じるだけでなく、袋に入れてある例も多い。丁寧ならば袋に上フ書があるが、白紙のままや他の袋を流用していることもある。今では袋入の史料を別々に独立させる暴挙は激減したようであるが、ある時期までは分散による原形の破壊が行なわれた。いうまでもなく、一つの袋に入れられた数点の史料は、一見して無関係のようでありながら何かの契機によって一括されていることが多く、相互に参照することで難問を解決することができるものである。

このほかにも、箱とか、箆筒の中の一つの抽出しなどの容器が、分類を示していることがある。作成の動機または史料の内容によって、容器を区別しているのはもちろん、格納の順序にまで法則性のある場合がある。そのような箱から史料を取り出す時には十分に気をつけねばならない。始めのちよっとした注意が、後

の作業を楽にしてくれるのである。これらの綴じたりまとめたりしたものは、前に述べた史料自体のもっている原形とは異なるが、いずれも保存する意義があるもので、強いて名付ければ保存経過の原形というべきであろうか。ただ現実には、両者を区別できない場合があり、保存経過の原形がそのまま史料の原形であることもある。

とにかく、もし保存場所などの制約があつて、保存形態を解体する必要が生じた場合にも、無差別に分散したりせず、同一の袋にはいつていたこと、合綴されていたこと、納入の順序などを記録しておきたい。そうすれば、いつでも復元することができるからである。符号や番号の付いていない一括史料を分散させてしまえば、永久に復元は不可能で、事情により史料の価値を低下させることにもなりかねない。

◇ ◇

こう考えてくると、史料の原形というものは、その史料が今日まで伝来される間に与えられた最後の形状であるといってもよいように思う。これなら、後から加えられた包紙や、新しい必要に応じて別種の史料と一つの袋に封入されたものを、もとの

史料の原形に関係ないからといってそれらの包紙や袋類を除去したり、抜出したりすることもなく、一括して保存するのに支障がなくなるであろう。ただ、ここで問題となるのは「今日まで」の時期である。一般的にいつて、明治以後に施された新しい分類や包装、あるいは結束や記号付けなどは、多くの場合それらを無視した方がよいといえる。それらの加工に歴史的な法則性を見出せず、恣意的に一部分だけを対象にしているような場合は、むしろ旧形への復原をはかって差支えない。それなら「今日まで」を「明治以前まで」と読み代えてしまつてよいかというところ全面的に明治以後の整理を否定するわけにはいかない。ことに、史料の原蔵者の手もとで行われた整理は、明治以後のものといえどもこれを尊重する必要があることが多い。なぜなら、現在の思考で想像するよりも遙に史料に精通していたからである。もしも、旧形に復原することが可能な場合にも、解消する前に記録に留めるなどの近世における改変に準じた取扱をすべきであろう。ただし、旧形に戻すことは、ほとんど不可能になっているといつてよい。

原蔵者でなくとも、かなり精密な

整理が施された上、その状態で利用に供されていたり、原史料を何冊か編冊合綴してあるような場合には、それが明治以後の仕事だからといつて、単純に無視するわけにはいかなない。周知となつてしまつた引用番号を一方向的に破棄できないからである。このことは、その整理結果を追認したり、編冊を是認することは別の問題である。もし、新しく整理するならば、旧番号を記録しておいた方がよいといふことで、本誌31号の拙稿でも述べた通りである。

この種の編冊や整理は明治以後に限つたわけではなく、近世においてもみられるものである。それにも拘らず、特に明治の前後で区分を設けようとするのは、近世における改変は史料の属性の一部に溶け込んでいるし、また特別の例外を除いては、解体して復原することは不可能に近い。

◇ ◇

史料の原形保存については、原形の種類にもまだ説明し残したものがあつるし、保存技術との関係にも全くふれることができなかった。また、原形に対する認識が不徹底なために無意識に原形を損なつてゐる例などを記して注意を喚起したいが、これらは次の機会に譲る。(つづく)

展示会開催のお知らせ

左記の通り、当館所蔵近世史料の展示会を開催いたしますので、ご案内申し上げます。

日時 昭和五五年一〇月二〇日(月)

同 一〇月二一日(火)

午前一〇時〜午後四時

場所 国文学研究資料館二階展示室

展示史料

近世農・漁村生活史料

農村における消費生活や冠婚葬祭、旅行・習俗・娯楽・教養などの史料とともに、漁村における漁場・浦法・漁法などを通じて特色ある生活を示すように館蔵史料約八十点を展示

「平松家文書目録」の作成を終えて

—近世史料の「名称」付与の問題点—

笠谷 和比古

I はじめに

近世公家史料としての平松家文書の諸性格・公家史料の特質等については目録第三十一集の解題に於て述べたところである。ここでは本文書の整理・目録作成作業から得られた

教訓に基づいて、右のものとは別の事柄、近世史料一般に共通するところの事柄について考えてみたい。それは近世史料、殊にその一紙文書の「名称」は如何に付与されるべきであるかという問題である。平松家文書の公家史料としてのあり方からして、そこには多量の公式様文書が存在する。「宣命」「位記」「宣旨」「太政官符」等々である。目録作成に際しては当然のことながら、これらの伝統的な文書名を付していった。また朝幕関係の中で発生し、平松家と江戸幕府との間で授受された多量の一紙文書が存在する。「老中奉書」「公儀役人名前書」「御廻勤道順書」「年頭勅答次第書」等である。これらは専ら平松家の日記に記された各史料の呼称を参看しつつその名称を付与

した。それらは史料の外見的様式も当時におけるその史料の機能性も一致しているために史料名の付与が比較的容易であったものである。

しかしこれらの、いわば「公的」な局面を離れて平松家の私的な側面例えば平松家と所領農民・商人との間の授受史料に目を転じた時、史料名の付与ということは、たちまちに困難を覚えることとなった。それらは雑然としていて様式的統一を有さず、また史料の名称がこれまで確立されていないものが大半であるからである。しかしながら本目録の作成に際しては、これらの史料に名称を付与する作業を敢えて行って見た。それは誤まっているかも知れないしまた史料目録として不都合であるかも知れないが、近世史料の全体に名称を付与していかうとする意図自体は基本的に誤っていないのではな

及び、名称を付与するという行為の史料学的な意味についての私見を述べてみたい。

II 近世史料の「名称」付与の方法

近世史料、特に近世庶民史料の場合、その名称の付与に際して一番の障害となるのは史料の外見的形状の雑然性、無様式性という点であろう。古代・中世史料では一つの社会的伝達機能を果すべく予想された史料には、それに対応した外見的様式が予め設定されている。即ち史料の機能性と様式性との一致が制度的に保障されており、そして又かような様式感が当時の人々の意識の上に存するために、個々の史料が名称を有するということは当時の人々にとっても、また今日、歴史研究の関心からそれらを取扱う我々にとっても、極く自然に受け入れられるという事情がある。曰く、「宣旨」「諭旨」「政所下文」「御教書」「下知状」等々である。近世社会はこのような意味での様式感が相対的に欠如していること、次に右のような様式性とは本来的に無縁な庶民史料が古代・中世に比して圧倒的比重を占めたということ、これが近世史料に名称を付与する際の困難の原因となっている。

とはいえ近世史料の場合、史料の名称の付与は部分的にはあるが行われている。史料名の付与が比較的容易な大名家史料を別にして庶民史料に限定した場合でも、次の様な史料類型については、その名称が認知されているのである。「年貢割付状」(免状)「年貢皆済目録」「寺請証文」(宗門手形)「奉公人請状」(人別送り状)「濟口証文」(道中先触)「質地証文」(小作証文)「金子借用証文」(為替手形)「米切手」(献立)「詠草」(書状)等のものである。これらのものは多くの目録でこの名称が用いられているし、また近世史料目録にありがちな括弧を付されることもなく、いわば史料が自立せしめられて扱われているのである。近世史料の総てに名称を付与するという課題に際しては、先づ以つて右に挙げたような諸史料を検討することから始められるべきであろう。右等の史料は何故に史料名を獲得するに至ったのであろうか。外見的様式の統一性を備えていることがその理由であろうか。だが各名称の史料を個々に見るならば、時代・地域によって実際には外見的形状にかなり大きな差異を示し、一つの家文書の中でも相互に種々の偏差を有してい

るのであり、そしてそれにも拘らず我々はそれに同一の名称を付与してゐるのである。例えば、史料に「売渡申田地之事」と記されてあつても、内容からそれが年季売であることが明らかなる場合には、我々はその史料を「賣地証文」と名づけているのである。だから史料名の付与にとつて史料の形状の外見の一致は極めて有力な条件をなすことは間違ひなければ、なおそのみに止まるというものでもないということである。

我々は右の様な史料の表面的な差異がある場合でも、そこにそれを通貫するところの同一性、同一の史料類型性の存在を認識しているが故に、それらの史料に同一の名称を付与しているのである。そしてこの様な史料の類型性の根拠をなすものは外見的な様式性以上に、その史料に込められた意思伝達の機能の類型性であり、より根源的には、かような伝達機能を史料に要求し、史料をその様なものとして成立せしめた人間の社会的行為の類型性ということになるであろう。「皆済目録」や「寺請証文」は特定の政治制度という形に固定化された行為類型を根拠として纏まつた史料類型を構成していることを知る。そして次にかような行

為類型は公的な政治制度に限定されるものでもないということが注意されねばならない。「金子借用証文」や「為替手形」は商慣習という形で定型化された社会的な行為類型が基礎となつてゐるし、「献立」「詠草」に至つては人間生活の日常性そのものの一面の史料の反映である。

史料の諸類型がこのように人間の社会的行為の類型に還元されるものであることを確認するならば、逆に我々がかような社会的行為類型を分析し、これを根拠として近世史料の総体を把握し、その類型化―名称の付与の作業をなすことが可能となるであろう。そしてその際、史料の外見的雑然性から一旦解放され、あくまで当該史料に込められた意思伝達の機能性、そしてその基礎たる社会的行為の類型性に着目して史料を把握することが第一の作業となるであろう。例えば、特定の事柄を要望して上申する行為を根拠とし、この意思を伝達すべく機能づけられた史料は「願書」と名付けられるであろう。その史料の冒頭の柱書が「乍恐奉指上願書之事」であれ、「以書付奉申上候事」であれ、またその内容が出府の許可を求めるものであれ川除普請の実施を望む類のものであれ、我々

はこれらの外見的な雑然性を起えて、そこに「願書」という史料類型の同一性を認識することが可能である。

このような史料名の付与―史料類型の析出のやり方は、それが外見的様式性の問題を度外視しているために抽象的であるし、余りに一般的である点は否めない。しかしながら近世史料の名称付与の作業の出発点はやはり右の方法、即ち人間の社会的行為類型を基礎とするところの一般的な史料類型への還元の方法に置かれるべきものと判断する。それは史料というものが人間の社会的行為の必要性と必然性の内から発生し、そこに存在の究極の根拠を有するという意味に於て、史料の本性に一番合致した方法であると考えられるからである。

このような一般的・抽象的な史料類型を試みに表示するならば次の如くであろう。

〔上意下達型史料〕

達書・触書・廻状・差紙・任免状
裁許状・御尋書・賞詞

〔上申型史料〕

伺書・願書・歎願書・訴陳状・届書・返答書・請書・差上証文

〔互通型史料〕

議定書・廻状・申入書・問合書・

詫状・依頼状・請状・約定書・送り状・証文・手形
〔共通型・その他〕
名前書・留書・勘定書・風聞書

先に掲げた一般に認知されている史料類型は基本的にはこれらの抽象的な史料類型に還元されるものであり、前者は後者がより具体化された次元で捉えられた史料類型であることを知るであろう。「年貢割付状」は「達書」の貢租事項に於て具体化されたものであり、「済口証文」は「差上証文」の出入内済に関するもの、「賣地証文」は互通文書の「証文」が田畑質入に於て特定された史料類型と見做しようという如くである。従つて原理的に見るならば総ての史料は一旦、これら抽象的な史料類型に還元されたのち、その史料が関与する内容の個別性に基づいて、より具体的な史料類型へと構成していくことが可能であろう。

そしてこの抽象的な史料類型から具体的な史料類型への上昇の際の鍵をなすのは、史料の外見的様式の安定性であろう。様式の安定性とはこの場合、その史料を発生せしめた社会的行為の類型の安定性―実在性の反映として理解されるべきものなの

である。様式の安定性に基づいて具体的史料類型を構成していくというのは、外見的様式性そのものを絶対的基準として盲目的に追究するというのではなくして、それを考察の手懸りとすべく、あくまでもその基礎たる行為類型の安定性——実在性に注目し、そこに右の作業の根拠を設定していくということに他ならないであろう。

様式の安定性の認識は同一家文書中に外見的形状の近似する複数の史料を確認することになってもなされるし、よしんば一通のみであっても内容事項を置換するだけで他の史料類型に合致するものであるならば、それも亦、様式的安定性を得ているものと判断すべきであろう。目録第三十一集ではこのような基準に則って史料の名称を採用したものと「山譲り証文」「金公事訴状」等がある。前者は「証文」が山地譲渡に關わるものとして（より詳しくは「証文」↓「売渡証文」↓「山譲り証文」、後者は「訴状」が金公事に具体化されたものとして、これらの名称を採用したものである。

史料の名称の付与の方法と、その根拠については以上に述べた通りである。そして寧ろ、かく考えてくる

ことによって幾つかの困難な、そして本質的な問題点が浮び上がってくる。その第一は、右のような方法によっては具体的な史料類型として把握しえない多数の史料がなほ存在するということである。「願書」や「託状」などはどのように処理されるべきであるのか。それらは、例えば、「証文」という抽象的史料類型が「金子借用証文」「家質証文」「田畑売渡証文」等々と展開されていった様には具体的史料類型に上昇していくことが出来ない。

目録の史料表題では「願書」などの場合、内容事項を記して「——付願書」と表記するのが一般的であるが、この方式は右に提起された課題に対する解答にはならないであろう。それは史料を個別の事情を以って個々に特定しているだけであり、史料の類型の本質の問題としては、結局「願書」であるという以上には何ら語っていないからである。そして正にこの当りが近世史料学の限界であるということが言えるであろう。この限界を突破するためには「願書」なり「託状」なりの类型的分析を積み重ねばならないであろう。その外見的形状・内容事項・授受の身分關係・作成事情・時代性・地域性等の

諸契機の連関性の検討が今後の課題とならねばならないであろう。

ではこれら具体的史料類型への上昇が困難な類の諸史料の名称の付与は如何になされるべきであろうか。私見では先に掲げたような抽象的史料類型をそのまま史料の名称として採用するのがよいように思われる。当該史料の個別の内容事項や、史料の柱書の語句を以て修飾したりするのは問題の本質的な解決にはならないように思われる。寧ろ近世史料学の現状での限界を見極め、そして將來へ向けての前進を期する意味からも限界をそのまま提示する方がよいように思われるが如何であろうか。但し、このことは目録の史料表題に於て内容事項を摘記するのが不必要という意味ではない。内容摘記と史料名付与の問題が混同されるべきではないというまでであり、この点については後述するところである。

困難な問題の第二は史料の类型的把握という方法そのものの妥当性如何についてである。具体的史料類型であれ抽象的史料類型についてであれ、史料に名称を付与するとは個々の史料を各類型に還元していく作業であり、そしてそのことは個々の史料に付着している「偶然的諸事項」

の捨象に他ならない。そして危険は正にここに存するであろう。例えば共に借金証書と判断され、而も外見的形状を異にする三種の史料群がある。それらは冒頭の柱書に各々「借受申金子之事」「預り申金子之事」「覚」とあり、差出人が別で相互に補完関係を有さない総て独立の史料であると仮定しよう。我々はこの総てに「金子借用証文」という名称を付与することが果して出来るか。或は二つ及至三つの類型に分割すべきなのであるか。または柱書の違いに本当にそれ程の区別を必要とするような本質的な問題が込められているのだろうか。史料に名称を付与するという意欲をもった瞬間から、この種の難問に果しなく悩まされることになるであろう。

一般的に言って既知の史料類型から見た場合、個々の史料に付着している定型からはずれた諸特徴が、史料作成者の気まぐれなどの全くの偶然性によるのか、或は実はより本質的な原因に基づいた必然的な結果であるのかが常に検討されねばならないであろう。そして後者の場合には既存の史料類型そのものが誤まっているか乃至は不十分なのであって、それは更に幾つかの具体的な史料類

型へと展開されていかねばならないであろう。凡そ史料の生きた現実こそが史料類型そのものを精緻に、そして豊かなものに鍛え上げていく源泉なのであり、史料類型の方を固定化して史料の生きた現実を圧殺してはならないのであって、類型化的方法を行う際には常に引き合いに出される「プロクラティーズの覆台」の譬え―覆台の長さに合わせて人の背丈を切断したという―の戒めを忘れてはならないことであろう。

と同時に、史料の生きた現実なるものは、我々がそれに方法的に働きかけない限り、その本質について何ものをも語らないのである。だから逆に史料の現実を泥んで当該史料の類型的把握―名称の付与ということについて無難に回避し、適当に処理しようとする限り、所期の課題は結局解決の方向へは少しも進まないということも併せ銘記されるべきであろう。

かくて史料名の付与は困難を伴なうし、また誤謬と隣り合わせでもある。そしてそれは全くの試行錯誤の過程なのであって、失敗の積み重ねの上に正しい認識を得るとい性格のものである。そしてまた目録の作成は優れて実践的な行為である。そ

れは史料学が史料類型についての完璧な理論を樹立し、各史料名について最終的な解答を下すまで目録作成作業を中断している訳には行かないものなのである。目録作成者は外部の誰彼が権威ある理論を提示してくれるのを空しく待つのではなくして、自身の作成作業の中から、その他ならぬ己れ自身の眼前にある史料群の中から、そしてその作業の試行錯誤の過程の中から近世史料学についての確固たる認識を樹立し、それに基づいて史料名の付与という課題に対する責任ある解答を、己れ自身の手で下すべきなのである。

しかしながら、このように論及してくると根本的な反問が生じてくるであろう。何故に、かくも苦勞し、且つ予測しえぬ誤謬の危険まで犯して史料に名称は付与されねばならないのか、従前の無難なやり方で結構用は足りていたではないかという反問である。だが本当に用は足りていたのであるか。

議論の順序は逆になつたけれども最後に、近世史料に名称の付与をなさねばならないということの必然性と、その意味性ということについて考えてみたい。

Ⅲ 史料の「名称」付与の必要性に

ついで

個々の史料に名称を付与するということ、それは史料を「史料自体」として把握することを意味する。そしてこの課題設定は史料という語の二義性に由来している。即ち史料とは第一に、歴史学的研究のための資料として、それに表記されている内容事項に基づき、過去に生じたであろう特定の事象を再構成するための手段としてのそれである。第二にそれは、右のような意味での歴史学的営為とは無関係に存在しているところの文字の記された紙片としてのそれである。それは過去の時点に於て、特定の政治・社会的事情を動機として作成され、そして今日に伝存された事物である。だから史料なるものは、それ自身の歴史をもつと言ふべきなのであって、例えば一つの史料は、過去のある時点で自分自身が作成されたという特定の歴史事象を再構成するための手段としても存在しているのである。そしてこの観点よりする時、史料なるものは第一とは異なつた意味での歴史的認識の独自の対象領域を設けることとなるのである。

例えばここに、特定年時の日付を以って甲村のAなる人物から乙村の

Bに宛てた「金子借用証文」がB家に伝存したとしよう。我々はこの史料に基づいて第一に、当該年時にAはBから金子の借用をしたという歴史的事実についての認識を得るであろう。他方でこの史料は第二に、当該年時にAはBから金子を借用するに際して「金子借用証文」という特定の史料を作成したという歴史的事実についての認識をも我々に与えるのである。

だから史料なるものから得られる我々の歴史的認識は常に二重の過程の同時進行なのであって、史料を史料自体に於て把握するとは、この第二の認識に拘わることなのである。そして史料学というものの固有の領域の形成はこの点を踏まえて出発するのであり、それは既成の歴史学と極めて親近的な内容・方法上の関係を有しつつも猶、それとは全く別の領域を形成するのであり、史料自体としての個々の史料が如何なる動機に基づいて作成され、如何なる機能を当該社会に於て果し、そして今日へと伝来されたのか、その生成と展開の過程を認識していく（そしてそれに基づいて史料の保存のあり方を体系づけていく）ことが史料学の独自の課題となるであろう。それは

受贈図書

昭和五十四年度(三)

歴史学が特定の人物の歩みや制度の変遷をたどると同様に、史料自体としての史料の歴史的な過程を把握する作業なのである。嘗て佐藤進一氏が古文書学を定義して、畢竟それは古文書史の謂であるとされた(「古文書学入門」二九〇頁)のは、このような意味に他ならないことと思う。

史料が「名称」を持たねばならないということの意味と必然性については右のことから明らかであろう。それは特定の人物や制度の認識に際して名称を付与するのが不可欠であるのと全く同様の事情である。そしてその名称付与の方法が類型化の方法によるものであること、抽象的類型から具体的類型への不断の上昇に基づく本質表出の方法によるものであることもこれらと全く変わりのないところなのである。

最後に、目録作成に於る史料の「表題」のつけ方について述べてみたい。以上の検討によって史料に名称を付与するということが、史料の内容事項を摘記するということは全く別個の領域に属する事柄なのだということも明らかになったと思う。前者は史料学の、後者は歴史学の要請に答えるべきものである。我々は目録の作成に於て、この二つの要請に対し

て共にこれを充足しうるものを提出せねばならないのである。そしてこの二つの要請を混同するものは、そのいづれに対しても不親切な目録であるということになるであろう。

そして指摘できるのはここまでであろう。史料名と内容事項を如何ように調和的に記述するかは多分に技術的な問題であるし、各々の目録のスペースは個性性が強いものであるから共通に適用しうる解答は出しえないであろう。試行錯誤の経験の積み重ねと、聞かれた意見の交流とが、よりよき目録のあり方を教えてくれるものと信じる次第である。

付記 本稿作成に際しては次の論著を参照した。伊地知鉄男『日本古文書学提要』、大野瑞男『近世史料分類の現状と基礎的課題』(史料館研究紀要第一号)、鎌田永吉『近世史料の分類』(同上第九号)、中井信彦『近世史料体系化への道』(史料館報第三〇号)、史料館近世史料取扱講習会レジュメ「近世農村文書の種目」、なおこの他館員諸氏よりも種々の教示を得た。

秋資料集 第一集(秋市郷土博物館)

幕末期における廻船経営の一断面(上村雅洋)

雅洋

日本の郷土玩具(成田山史料館)

越前松平家展(福井市立郷土歴史博物館)

中世の版本図録(神奈川県立金沢文庫)

黒岩満願寺展(福島県文化センター・福島県教育委員会)

島県教育委員会

発掘された古代の東北(東北歴史資料館)

秋草の系譜(サントリ美術館)

絵馬 特別展展示品図録(埼玉県立博物館)

館)

絵馬 特別展展示品目録(同右)

人間国宝展(小松市立博物館)

戦国合戦図屏風(大阪城天守閣)

日本のやきもの展(同右)

こきんと紅型(同右)

おとき草子・奈良絵本(同右)

札幌商科大学創立十周年記念展示図書目録

録

広重の浮世絵 開館記念特別展(大田区立郷土博物館)

立郷土博物館)

広重の浮世絵 開館記念特別展(目録)

(同右)

大森貝塚出土品(同右)

日本の鏡(熱田神宮)

西宮あれこれ(西宮市)

野田の昔むかし(東松山市史編さん課)

近世村落と「組」組織―土浦藩領大形村の事例を中心に―(立正大学古文書研究会)

山形県民俗・歴史論集 第一・二集(山形県民俗・歴史論集編集委員会)

第10回郷土史講座講義録 古代の生活(2)

(船橋市郷土資料館)

第12回郷土史講座講義録 街道の歴史(2)

(同右)

岡崎の碑(岡崎市教育委員会)

岡崎市の淡水魚相(同右)

大阪府史 第三巻 中世編I

大谷女子大学資料館報告書 第一冊

三原市の民家(三原市)

三原市の石造物(同右)

登米藩伊達家歴代譜(宮城県登米町)

町建設への道 町建設計画のあらし

(同右)

上杉景勝(児玉彰三郎遺著刊行会)

神奈川大学創立50周年記念論文集

福岡の歴史(福岡市)

船橋市郷土資料館 展示資料観覧の手び

き (第21・23・24回)

岩手古文書館 (岩手古文書研究会)

市報かみのやま 第1・2巻

安政四年の蝦夷地 (丸山道子)

石狩日誌 (同右)

十勝日誌 (同右)

夕張日誌 (同右)

天塩日誌 (同右)

久摺日誌 (同右)

太陽コレクション 士農工商 江戸明治Ⅳ

商人 (平凡社)

タイヤニュース 11 (ホンカワデザイン)

研究所)

常用国語便覧 (浜島書店)

小学社会科資料集 6年 (大阪書籍)

物語日本史 9・11 (学習研究社)

独協百年 第二号 (独協学園)

日本城郭大系 15 (新人物往来社)

北陸の仮面 (石川県立郷土資料館)

北上市文化財調査報告 第27集 (北上市教育委員会)

郷土資料叢書 第十二輯 (新庄図書館)

上山市史編集資料 第29輯

天童市史編集資料 第16・17号

本間家土地文書 第五巻 (農業総合研究所)

(山形県) 西川町史編集資料 第九号

東松山市史編さん調査報告書 第20集

明治大学刑事博物館資料 第4集

石川県史資料 近代篇(6)

豊田市史 三 近代

宝塚市史 第六巻

改訂天理市史 史料編 第四・五巻

和歌山県史 近現代史料 三

三原市史 第七巻 民俗編

資料報告書 第七集 (高知県立郷土文化会館)

佐賀県史料集成 古文書編 第二十巻

(佐賀県立図書館)

編年百姓一揆史料集成 第四巻 (三一書房)

新修稲沢市史 資料編二

内閣文庫所蔵正保城絵図

日本外交文書 満州事変 第二巻第一冊

(外務省)

米づくりと農具 (東北歴史資料館)

横浜市三殿台考古館収蔵目録 (展示品図録 1)

女殺油地獄 (学習研究社)

職場としごと その源流と発展 (職業研究所)

世紀別中学歴史地図・年表 (東京法令出版)

周布家寄贈周布政之助資料図録 (山口県教育委員会)

山形市史資料 第57号

東根市史編集資料 第一〜七号

(福島県) 棚倉町史 第六巻

日光市史 上・中・下巻

いまいら市勢要覧 77

新編埼玉県史 資料編10

越谷の歴史物語 第一・二集 (越谷市)

昭島市史資料編 諸用日記控

日野市史 史料集 近世?

甲州文庫史料 第七巻 (山梨県立図書館)

長野県史 近世史料編 第六巻

長野県教育史 第四・十四巻 (長野県教育史刊行会)

美濃加茂市史 通史編

(岐阜県) 穂積町史 通史編 上・下巻

(岐阜県) 岐南町史 史料編

松阪市史 第六巻

兵庫県史 第四巻

奈良のあゆみ (奈良市)

(香川県) 吉田町誌 上・下巻

直方市史 補巻

鹿児島県史料 忠義公史料 第七巻・西

南戦争 第三巻・旧記雑録前編 第二

史料調査報告 第三集 (足利藩研究会)

紀州経済史研究叢書 第26・27輯 (和歌山大学紀州経済史文化研究所)

刈谷町庄屋留帳 第六巻 (刈谷市教育委員会)

北海道刊行行政資料目録 第13号 (北海道総務部行政資料課)

札幌大学図書館蔵書目録 第1巻

札幌商科大学図書館蔵書目録 第1巻

北海学園大学増加図書目録 第14号

札幌商科大学図書館蔵書目録 第1巻

札幌商科大学図書館蔵書目録 第1巻

札幌商科大学図書館蔵書目録 第1巻

蔵簿書類目録

山形県関係新聞記事索引 昭和53年版

(山形県立図書館)

山形県関係文献目録 (同右)

蔵書目録 第22集 (福島県立図書館)

小野崎文庫目録 (同右)

会津図書館郷土資料目録 昭和54年3月

31日現在

行政資料目録 第1・3・12号 (茨城県行政資料室)

小山市史料所在目録 第4集

群馬県近世史資料所在目録 7・8・10

(群馬県教育委員会)

与野市史調査報告書 第四集

(埼玉県) 日高町古文書資料目録 (3)

(5) (日高町教育委員会)

史料目録 第二集 (岩槻市史編さん係)

成田図書館蔵書分類目録 (第五編)

三多摩関係史料目録 第一・二 (東京経済大学図書館)

古文書目録 第一集 (小平市教育委員会)

花房義賢関係文書目録 (東京都立大学図書館)

改訂田子倉皆川家文書目録 (渡部政吉)

静岡県周知郡春野町所在文書目録 1

(国学院大学地方史研究会)

租税資料目録 第2集 (国税庁税務大学校租税資料室)

資料目録 (追録) (郵政省通信博物館)

早稲田大学図書館文書目録 第2集

コンディエ文庫分類目録(慶応義塾大学
附属研究所道文庫)

国立教育研究所附属教育図書館蔵書目録
和書の部 教育II

憲政資料目録 第十二(国立国会図書館)

東京都公文書館所蔵庁内刊行資料目録

15

常陽の村落史料目録―常陸国筑波郡大形

村―諸家文書(立正大学古文書研究会)

塩業関係資料目録 合冊版I・III・第

8集(日本専売公社塩業大系編さん室)

小田原の近世文書目録 1(小田原市立

図書館)

神奈川大学図書館雑誌目録 昭和46年度

版追録 昭和53年度

神奈川大学図書館蔵書目録 和書 昭和

53年・洋書 昭和53年

神奈川県立図書館蔵書目録 和書の部 第

9

横浜市立大学図書館目録叢刊 第7・8

集

金沢大学逐次刊行物総合目録 和文篇

福井県立図書館郷土資料目録 昭和52年

12月末日現在

福井県古文書所在調査報告書(同右)

山梨県立図書館所蔵古文書目録 III

山梨県立図書館所蔵若尾資料目録

岐阜県所在史料目録 第5集(岐阜県歴

史資料館)

岐阜県歴史資料館図書目録 第1集

下田開港関係文書緊急調査報告書(下田
市教育委員会)

静岡県行政資料目録(昭和53年度刊行分)
〔静岡県立中央図書館〕

愛知県芸術大学附属図書館 第10輯

尾崎久弥コレクション目録 第三集(名

古屋市蓬左文庫)

大阪市立中央図書館蔵書目録 第13巻

大阪府立大学増加図書目録 第38・39集

県政資料総目録(追録)〔昭和54年〕

〔兵庫県企画部統計課県政資料室〕

尼崎市史編集資料目録集 27

宝塚市史編集資料目録 11

奈良教育大学増加図書目録 6

奈良市行政資料目録(奈良市史編集室)

奈良市史資料所在目録(同右)

奈良市地図目録(同右)

奈良市所蔵文書目録(同右)

歴史収蔵資料目録 四(瀬戸内海歴史民

俗資料館)

愛媛県立図書館蔵書目録 第1巻

福岡県文化会館所蔵郷土史関係雑誌記事

索引(稿)

副島家資料目録 (第一・二集)〔多久

市立図書館〕

栃木県史料所在目録 第9集(栃木県教

育委員会)

埼玉県立博物館蔵書目録 II

東京都立中央図書館蔵書目録 一九七一

一九七五 総記・社会科学

郷土関係資料目録 第9集(明石工業高
等専門学校図書館)

大分県郷土資料所在調査目録 第2輯

昭和五十五年度 (一)

函館市史 通説編 第一巻

八戸市史 史料編 近世8

〔青森県〕浪岡町史資料編 第九・十集

青森県立図書館郷土双書 第七・十二・

十三集

山形県史 資料編十七 近世史料2

山形市史 近現代編

山形市史資料 第58・59号

西川町史編集資料 第八号(二)

東根市史編集資料 第8号

〔上山見聞随筆〕付図集(上市市史編さ

ん委員会)

いわき市史 第十一巻

茨城県史の研究(秋山高志)

古河市史資料 第七集

史料調査報告 第四集(足利藩研究会)

与野市史 民俗編

東松山市史編さん調査報告 第18・19・

21集

東松山市歴史寸描(同右)

所沢市文化財調査報告書 第3集(所沢

市教育委員会)

〔大分県立大分図書館〕

大分県立図書館所蔵大分県明治期行政文

書件名目録(神社の部)

第13回郷土史講座講義録(船橋市郷土資

料館)

千葉県記念物実態調査報告書 I(千葉

県教育庁文化課)

千葉県埋蔵文化財発掘調査抄報 昭和53

年度(同右)

中央区三十年史 上・下巻

武蔵府中叢書 10・11(府中市)

〔東京都〕羽村町史史料集 第五・六集

〔羽村町教育委員会〕

府中市郷土資料集 3(府中市教育委員

会)

天妙国寺総合調査報告書(品川区教育委

員会)

郷土資料館資料シリーズ 第19号(八王

子市教育委員会)

茅ヶ崎市史 3 考古・民俗編

小田原市立図書館叢書 2

大野市史 第2巻

〔岐阜県〕白鳥町合併二十年誌

(以下次号)

○史料の収集と所在調査

昭和五四年年度事業として特別研究「近世史料の古文書学的研究」による史料の所在調査と収集を四国字和島その他に行つた。実施期間は昭和五年一月二八日より二月一日にかけ、字和島伊達文化保存会所蔵の伊達家文書について法令・留書・日記類を中心にマイクロフィルムによって収集した。更に字和島の吉田町立図書館、松山市の愛媛県立図書館、松山商科大学附属図書館、川之江市の市立図書館の所蔵史料についての調査も併せ行なつた。なお本調査には当館の安沢秀一・大藤修・安藤正人・山田哲好の四名が参加をした。

○第二六回近世史料取扱講習会

昭和五五年年度の講習会は次の通り開催される。

A、京都会場 京都府立総合資料館

一〇月一三日～同一七日

B、東京会場 国文学研究資料館

一〇月二七日～同三十一日

○評議員会

本年度評議員会総会が五年七月一八日に当館中会議室に於て開催され、管理運営の概況・五六年度概算要求・本年度の事業などについての議事が評議された。

なお、任期満了に伴なう評議員の改選が行なわれ史料部会関係は次の各氏となつた(敬称略・五十音順。任期は昭和五五・七・一―五七・六・三〇)

石井良助(東京大学名誉教授、白田甚五郎(国学院大学教授、児玉幸多(学習院大学教授、小葉田淳(京都大学名誉教授、小林清治(福島大学教授、佐藤嘉代治(フェリス学院教授、野間光辰(皇学館大学教授)、秀村選三(九州大学教授)、古島敏雄(専修大学教授、宝月圭吾(東京大学名誉教授、松田智雄(図書館情報大学長、山本達郎(国際基督教大学教授)

○研究会

第四二回(55・3・25)

「史料館叢書」の刊行計画についての協議

第四三回(55・4・24)

同 右

第四四回(55・5・29)

封紙類への整理番号付与と史料装備の改善について 原島 陽一

第四五回(55・6・26)

史料の分類法について 安沢 秀一

第四六回(55・7・17)

「史料館叢書」「津軽御定書」の翻刻について 浅井 潤子

「史料所蔵者別全国一覽」の作成作業について 山田 哲好

○定期刊行物の発行予定

1 「史料館所蔵史料目録」第三十三集に出羽国久保田小貫家文書他を、第三十四集に同国秋田郡二井田村一関家文書を収録の予定。

2 「史料館研究紀要」第二二号

3 「史料館報」本号及び第三四号(五六年三月)

4 「史料館叢書」3として「津軽家御定書」を刊行の予定。

○展示会

近世史料展示会を昭和五年一〇月二〇・二一日の両日、当館にて開催の予定。詳しくは本号別掲の展示会の案内を参照されたい。

―― 閲覧案内 ――

◇当館では所蔵史料をはじめマイクロフィルム収集史料および受託史料のうち整理済みのものを、一般の利用に供するため希望者に対し閲覧を受け付けています。利用は公開で、紹介などの必要はありません。

◇閲覧時間

午前九時三〇分より
午後四時三〇分まで
但し、土曜日は正午まで

◇休館日

日曜日、祝日(振替休日も含む)、国家的儀礼に係る日、国文学研究資料館

創立記念日(5月1日)、年末年始(12月27日～1月5日)、蔵書点検・書庫くん蒸の期間(4月末の一週間及び5月の第一週頃まで)など

◇史料の撮影

史料のコピーサービスは行なっていないが、閲覧資料を閲覧者において写真撮影を希望する場合は、支障のない限り便宜がはかられます。この場合、所定の撮影願書を提出し、係員の指示を受けて下さい。

史料館報 第三三号

昭和五年九月三〇日発行

編集・発行

東京都品川区豊町一ノ六ノ一〇

国文学研究資料館内

国立史料館

電話(七八五)七二二一(代)

印刷所

東京都文京区小石川一ノ三ノ七

勝美印刷株式会社

電話(八二二)五二〇一(代)